

議案第162号

前橋市公共物使用等に関する条例の改正について

令和5年11月29日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例

前橋市公共物使用等に関する条例（昭和59年前橋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表公共物の使用料（1年につき）の項を次のように改める。

| | | | | |
|---------------------------|-----------|---------------------------|-----------------------|-----|
| 公共物の使用料（1年につき） | 農地 | 1平方メートル | 15円 | |
| | 宅地（敷地通路等） | 1平方メートル | 営利用 250円 非営利用 140円 | |
| | 植林採草地 | 1平方メートル | 1円 | |
| | 第1種電柱 | 1本 | 570円 | |
| | 第2種電柱 | 1本 | 870円 | |
| | 第3種電柱 | 1本 | 1,200円 | |
| | 第1種電話柱 | 1本 | 510円 | |
| | 第2種電話柱 | 1本 | 810円 | |
| | 第3種電話柱 | 1本 | 1,100円 | |
| | その他の柱類 | 1本 | 51円 | |
| | 公衆電話所 | 1個 | 1,000円 | |
| | 鉄塔敷 | 1平方メートル | 1,000円 | |
| | 諸管埋設 | 外径が0.07メートル未満のもの | 1メートル | 21円 |
| | | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | 1メートル | 30円 |
| | | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | 1メートル | 45円 |
| 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | | 1メートル | 61円 | |
| 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの | | 1メートル | 91円 | |

| | | | |
|--|-------------------------------|-----------------|-----------------------|
| | 外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの | 1メートル | 120円 |
| | 外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの | 1メートル | 210円 |
| | 外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの | 1メートル | 300円 |
| | 外径が1メートル以上のもの | 1メートル | 610円 |
| | 宅地（用途廃止申請物件） | 1平方メートル | 営利用 650円 非営利用 370円 |
| | 工作物（漁業） | 1平方メートル | 営利用 250円 非営利用 140円 |
| | 日よけ | 1平方メートル | |
| | 上空通路 | 1平方メートル | |
| | 看板 | 1平方メートル | |
| | その他の工作物 | 1平方メートル | |
| | その他 | その都度市長が定める単位及び額 | |

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に前橋市公共物使用等に関する条例第4条の許可を受けて存する使用物件（施行日以後に当該許可に係る期間が更新される使用物件を含む。以下「既存使用物件」という。）について徴収する施行日以後の使用の期間に係る使用料の額は、当該既存使用物件ごとに、改正後の別表の規定を適用して算定した額とする。この場合において、その額が次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める方法により算出した額を超える場合は、当該各号に定める方法により算出した額とする。
 - (1) 令和6年度 当該既存使用物件に係る改正前の別表の規定を適用して算定した使用料の額に1.2を乗じて得た額
 - (2) 令和7年度以降 当該既存使用物件に係る前年度の使用料の額（前年度の使用の期間と当該年度の使用の期間が異なる場合にあつては、当該年度の使用の期間に相当する期間における前年度の使用料の額）に1.2を乗じて得た額